舞鶴共済病院 看護師養成奨学金貸付要綱

舞鶴共済病院看護師養成奨学金貸付要綱を次のように制定する。

(目的)

第1条 この要綱は、舞鶴共済病院看護師養成奨学金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることによって、看護師の養成を図ることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該 当するものでなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条の規定により文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した看護師養成所(以下「学校等」という。)に在学している者であること。
- (2) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、心身が健康であること。
- (3) 看護師の資格を取得し、学校等を卒業した後、舞鶴共済病院に看護師として勤務する意思を有すること。

(奨学金の申請)

第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、病院長に申請するものとする。

(奨学生の決定)

第4条 病院長は、前条の申請書を受理し面接試験を年度当初に執り行い、奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)を決定し、その旨を通知するものとする。

(奨学金の額等)

第5条 奨学金の額は、月額100,000円若しくは月額50,000円を無利子で貸し付けるものとする。なお、奨学金の額は、学校等の修学年数を考慮し、貸付けに対する適否の審査を経て決定することとする。

(奨学金の貸付方法)

第6条 奨学金は、原則貸付けを決定した年度の4月から学校等の卒業の月まで、毎月ごとに貸し付けるものとする。ただし、年度途中の場合は、決定した翌月から貸付ができることとする。

(奨学金の停止又は廃止)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸付けを 停止し、又は廃止するものとする。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良と認められるとき。
- (3) 疾病その他の理由により成業の見込みのないとき。
- (4) 休学、退学、転学又は貸付けを必要としない事由が生じたとき。
- (5) 奨学生であることを辞退したとき。
- (6) 虚偽その他の不正な方法により奨学金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- (7) 前各号に掲げるものほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがない と認められるとき。

(奨学金の返環)

第8条 奨学金は、その学校等の卒業後満1か年を経過した日の属する月の翌 月から貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間中にその金額を月賦、半年賦 又は年賦で返還しなければならない。

- 2 奨学生が奨学金の貸付けを廃止されたときは、その月の翌月から前項の規定に準じて返還しなければならない。
- 3 奨学金は繰り上げ償還することができる。

(返還の猶予)

第9条 病院長は、奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由の継続する間、奨学金の返還の債務を猶予することができる。

- (1) 進学、被災その他特別の事由が生じたとき。
- (2) 当院に勤務したとき

(返還の免除)

- 第10条 病院長は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還に係る債務を免除するものとする。
- (1) 奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間(但し10万円の場合

は2倍に相当する期間)を、看護師として当院に勤務したとき。(夜勤勤務者及び、待機者、夜勤当直者)

- (2) 死亡したとき。
- 2 心身の故障その他特別の事情により、貸付けを受けた奨学金を返還することができないと院長が認めるときは、奨学金の返還に係る債務の全部又は一部を免除するものとする。
- 3 看護師として当院に勤務し、心身の故障その他やむを得ない特別の事情により退職し、貸付けを受けた奨学金を返還することができないと病院長が認めるときは、奨学金の返還に係る債務の全部又は勤務した期間に応じて奨学金の一部を免除するものとする。
- 4 奨学金を返還している場合において、看護師として当院に勤務することに 至った場合は、その属する月以降の奨学金の返還を猶予し、勤務した期間に応 じて奨学金の返還に係る債務の全部又は一部を免除するものとする。ただし、 返還済の奨学金については適用しないものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- この改定は、平成16年4月1日から施行する。
- この改定は、平成22年4月1日から施行する。
- この改定は、平成26年4月1日から施行する。
- この改定は、平成28年2月1日から施行する。
- この改定は、平成29年2月17日から施行とする。